

平成29年度 住宅用エネルギーシステム設置費補助金

小川町では、地球温暖化対策の一環として、エネルギーを無駄なく効率的に利用できる「高効率エネルギーシステム」を設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金を交付します。

対象 次のいずれかに該当し、申請時に町税の滞納がない方

- ◆自ら居住する町内の住宅に、未使用の住宅用エネルギーシステムを設置する町民の方
 - ◆自らの居住に供するため、町内に未使用の住宅用エネルギーシステム付の住宅を新築または購入する方で、実績報告書を提出する際、小川町に住民票の登録がある方
- ※店舗等の併用住宅は、居住部分が総床面積の2分の1以上の場合に限りま。

補助額 5万円 町内業者により購入・設置する方には、さらに2万円

申請 5月1日(月)～平成30年2月28日(水)

※必ず、住宅用エネルギーシステムを設置する工事の着工前(または住宅の新築・購入前)に申請してください。

※交付申請書に必要な書類を添付し、環境農林課(役場2階)に申請してください(郵送不可)。その他の条件等、詳細はお問合せください。

この制度で対象となる「住宅用エネルギーシステム」
 ガス発電給湯器(通称「エコウィル」)
 家庭用燃料電池(通称「エネファーム」)
 太陽熱利用システム(強制循環式のみ)

問合せ 環境農林課 環境保全担当 ☎(内)161

子ども子育て拠点施設を整備！支援を充実します

町では、国の地方創生交付金を活用し、現在の子育て支援センター(角山地内)を子ども子育て支援の拠点施設として整備します。

本事業をとし、健診・相談等の業務を効果的に集約し、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援体制を充実させることにより、誰もが利用しやすい施設として活用を図ります。

主な整備・活用内容は以下のとおりで、工期は8月頃から年度内とし、オープンは平成30年4月の予定です。工期中はご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。なお、現在の子育て支援センターの利用については、あらためてお知らせします。 **問合せ** 子育て支援課 子育て支援担当 ☎(内)191

主な整備・活用内容

- 1 母子健康手帳の交付、健診、相談、交流イベント等、子ども子育てに関するワンストップ総合窓口を設置
- 2 飲食可能な子育てサロンを開設
- 3 健診・療育等のスペースを新設
- 4 エレベーター・授乳室を新設
- 5 トイレ・空調・床等を改修
- 6 災害時における福祉避難所として活用 など



募集します 総合戦略推進補助金活用事業

町では「小川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基本目標に次の4項目を掲げ、まちづくりに取り組んでいます。総合戦略をさらに推進するため、この目標の達成に資する団体等の活動や事業に対し、補助金を交付します。

- 1 町への新しい人の流れをつくる
- 2 町における安定した雇用を創出する
- 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 まちづくり・地域活性化を推進する

対象事業

総合戦略との整合が図られ、基本目標の達成に資する事業であり、特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業でないこと

【例】 移住に関するセミナー・イベント、子育てカフェの整備、地域観光資源を活かしたイベント等
 ※平成28年度は、町並みをテーマに小川町の魅力を探るイベント「商都・小川町の魅力再発見」(講演会、町並み見学会、シンポジウム等)、地域資源である里山・耕作放棄地を蜜源とする養蜂体験ワークショップ「はち・ひと・しごと共生総合戦略」事業、空き地を活用し、木質材料を使って広場をつくる「木の町小川、にぎわいを生むまちなか広場づくり」事業に補助金を交付しました。

補助額 対象経費の2分の1以内(上限25万円)

申込み 7月31日(月)まで

※審査のうえ、補助金交付対象事業を決定します。

※小川町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、町HPでご覧いただけます。

詳細はお問合せください。

問合せ 政策推進課 地方創生担当 ☎(内)221

合併処理浄化槽設置工事補助金

問合せ 上下水道課 下水道担当 ☎(内)361

公共用水域の水質保全のため、きれいな水にして自然に返すことができる家庭用合併処理浄化槽の設置工事費の一部を補助します。

補助額

単独処理浄化槽または汲取り便槽から合併処理浄化槽への設置替の場合

● **本体内工事費補助**(平成28年度の額より4万円増額)
 5人槽…43万2千円以内、7人槽…51万4千円以内、10人槽…64万8千円以内

● **既設槽撤去・処分費補助** 6万5千円以内(条件により補助対象額が変わります)

● **配管費補助** 20万円以内

● **新築、増改築の場合** 本体内工事費補助(人槽の大きさに関わらず) 12万円以内

要件

* 家庭用の小型合併処理浄化槽(5〜10人槽)の設置であること

* 平成30年3月15日までに事業を完了させること

* 公共下水道事業計画区域外、農業集落排水処理区域外であること

* 浄化槽工事着手前に申請すること

申請期限 12月末まで ただし、予算額に到達し次第、受付終了となります。

詳細はお問い合わせください。

浄化槽設置者へのお願い 浄化槽は、設置後の維持管理が非常に大切です。これらを怠ると浄化槽の機能が低下し、放流水質の悪化を招きます。専門の業者と契約して、適切な維持管理をお願いします。

※維持管理とは、法律で義務付けられている次の3つです。

- 清掃** 溜まった汚泥の引抜き(年1回以上)
- 保守点検** 装置の調整・修理、消毒薬の補充(年3〜4回)
- 法定検査** 放流水の水質検査(年1回)

昨年7月から導入された**浄化槽維持管理一括契約制度**をご利用ください！
 清掃業者または保守点検業者との契約手続のみで、**清掃・保守点検・法定検査**の3つの維持管理を確実にこなします。